

随意契約理由書

1 案件名称

令和6年度 小学校用教科書及び教科書教師用指導書(前期) 買入

2 契約の相手方

大阪教科書株式会社

3 随意契約理由

検定済教科書及びこれに基づき発行される指導書については、各教科書発行会社との契約により、大阪教科書株式会社が大阪府内の各学校における唯一の特約供給所となっており、総合教育センターへの供給に際しても同様の取扱いのため。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

大阪市総合教育センター 管理担当

(電話番号 06-6718-7230)